

岐阜労働局発表
令和4年4月25日（月）

【照会先】
岐阜労働局職業対策課助成金センター
【電話】 058-263-5650

報道関係者各位

「雇用調整助成金不正受給の対応を厳格化します」 ～不正受給は「刑法 246 条の詐欺罪」等に問われる可能性があります～

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用維持を図るため休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度であり、現在、緊急対応期間として、助成率及び上限額の引き上げ等の特例措置を実施しています。

岐阜労働局では、本助成金の申請件数の増加に伴い、不正受給事案も増加していることから、適正な支給に向けて以下に取組めます。

<取組み内容>

- 不正受給した事業所名等を積極的に公表します。
- 事前予告なしの現地調査（事業所訪問・立入検査）を行います。
- 不正受給事業所に対しては、返還請求（ペナルティ付き）します。
また、雇用調整助成金だけでなく、他の雇用関係助成金も5年間の不支給措置となります。
- 不正受給防止や発生事案への的確な対応のため、岐阜県警察本部及び所轄警察署等捜査機関との連携強化を図ります。